

報道機関 各位

令和6年度 食品、添加物等の夏期一斉取締りの実施について

1 事業の概要

夏期に発生しやすい食中毒の未然防止を図るとともに、食品等の表示の信頼性を確保するため、北九州市では全国で実施される夏期の一斉取締りを以下のとおり行う。

(1) 実施期間：令和6年7月1日（月）～8月30日（金）

(2) 実施機関：北九州市保健所

（東部生活衛生課、西部生活衛生課）

(3) 主な実施内容

ア 施設の立入検査

広域流通食品等を製造及び販売する施設、大量調理施設（弁当屋、仕出し屋等）や生食用食肉を取り扱う施設などに立入り、食品等の取扱いや表示が適正かを確認する。

イ 食品の検査

市内で製造・流通される食品等の検査を行い、成分規格、表示基準等が遵守できているかを確認する。

2 報道機関の取材について

(1) 日時：7月1日（月）10時30分～11時00分

(2) 場所：サンリブ到津店（小倉北区上到津四丁目2-1）

(3) 集合場所：10時15分までに、店舗への入口付近に集合

※駐車場無料（屋上に駐車してください）

(4) 担当職員：保健所の食品衛生監視員3名が対応

(5) 行動予定：10時30分から食品衛生指導員（（一社）北九州市食品衛生協会）と

共に食品売場の監視指導を行う。

問い合わせ先

保健福祉局保健衛生課

担当：（課長）石坂、（係長）大羽

電話：093-582-2435

1. 北九州市内食中毒発生状況（事件数、患者数）

- ・平成31年 14件 78名
- ・令和2年 6件 448名
- ・令和3年 4件 18名
- ・令和4年 21件 135名
- ・令和5年 4件 21名
- ・令和6年 7件 18名（令和6年6月24日現在）